

被保険者の皆様

令和3年度「健康保険被扶養者現況調査」の実施について

標題の件、健康保険法施行規則第50条に基づき、「健康保険被扶養者現況調査」を実施いたします。

この調査の目的は、就職・死亡・収入増等による健康保険被扶養者削除の手続き漏れなどを防ぐことにより、保険料負担の増加を抑制し、組合運営の適正化を図るために厚生労働省の指導により実施いたします。

したがって、被扶養者の認定を受けている被保険者の方は、年1回定期的に、現在も被扶養者としての要件が満たされているかの審査を必ず受けていただく必要があります。調査対象の方は、添付の調査票ならびに該当する必要書類を下記期限内にご提出ください。

また、各自の状況により新たに追加書類を求める場合がございますので、予めご了承ください。

なお、就職等で既に被扶養者に該当しなくなった方で削除手続きを失念されている場合は、調査票とは別に保険証添付のうえ、速やかに被扶養者異動届を各社人事宛にご提出くださいますようお願いいたします。

記

1. 送付物

- (1) 案内文：令和3年度「健康保険被扶養者現況調査」の実施について
- (2) 健康保険被扶養者現況調査票（認定条件再審査用）
- (3) 社内メール専用返信用封筒（郵便不可、健康保険証・届出書類など調査関係以外のものは同封不可。）

2. 対象者

令和3年4月1日現在 18歳以上75歳未満の被扶養者

調査対象に該当しない場合でも、当健康保険組合で必要と認める被扶養者

※令和3年9月時点で定年退職等、退職することが確定されている方は調査票の提出は必要ありません。

3. 提出物 *同封の「提出書類一覧表」をご確認ください

- (1) 「健康保険被扶養者現況調査票（認定条件再審査用）」（必須）
- (2) 所得証明書（課税／非課税証明書）（被扶養者継続認定希望者は必須）
※収入のある方は、上記のほか収入証明書類（写し）が必要となります。
(給与明細、年金振込通知書、確定申告書等収入を証明する書類等)
- (3) 学生証（大学・短大・専門学校含む）（写し）
- (4) 仕送り証明書（単身赴任または学生以外の別居のご家族への送金が証明できるもの）

4. 提出期限と提出先

提出期限 令和3年9月24日（金） 必着

提出先 **各社人事（社会保険担当部署）** 経由 →イオン健康保険組合

※送付方法は、各社人事社会保険担当者の指示に従ってください。

5. 問合せ先 : イオン健康保険組合 検認担当 TEL : 043-212-6048